

■報告第2号 継続費繰越計算書の報告について（令和元年度四万十町一般会計）

【要旨】

平成 30 年度予算において承認のあった一般会計継続費について、令和元年度より令和 2 年度へ繰り越す額が確定したため、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 145 条第 1 項の規定により、逡次繰越額及び財源内訳等について議会に報告するものです。

【内容】

■四万十町雨水公共下水道事業（継続費の設定期間：平成 30 年度～令和 2 年度）

令和元年度の継続費予算計上額（年割額）3 億 4,700 万円並びに前年度逡次繰越額 2 億 3,000 万円のうち、1 億 1,670 万円を、当該年度内に支出が終わらなかった経費として、翌年度に逡次繰越して使用するものです。

（「令和元年度四万十町一般会計継続費繰越計算書」のとおり）

令和元年度継続費予算計上額（年割額）	347,000,000 円（①）
<u>前年度からの逡次繰越額</u>	230,000,000 円（②）
令和元年度継続費予算現額計	577,000,000 円（③＝①＋②）
<u>令和元年度支出済額</u>	460,300,000 円（④）
差引残額（翌年度への逡次繰越額）	116,700,000 円（⑤＝③－④）

【根拠法令】

地方自治法施行令（抜粋）

（継続費）

第 145 条 継続費の毎会計年度の年割額に係る歳出予算の経費の金額のうち、その年度内に支出を終わらなかったものは、当該継続費の継続年度の終わりまで逡次繰り越して使用することができる。この場合においては、普通地方公共団体の長は、翌年度の 5 月 31 日までに継続費繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、継続費に係る継続年度（継続費に係る歳出予算の金額のうち法第 220 条第 3 項ただし書の規定により翌年度に繰り越したものがある場合には、その繰り越された年度）が終了したときは、継続費精算報告書を調製し、地方自治法第 233 条第 5 項の書類の提出と併せてこれを議会に報告しなければならない。

3 継続費繰越計算書及び継続費精算報告書の様式は、総務省令で定める様式を基準としなければならない。